

法律の 現場から

161

酒は飲んでも 飲まれるな

◆ 弁護士 村上 光平 ◆

年末年始は、忘年会や新年会シーズンです。

お酒を飲む機会が多くなりますが、酔って周りに絡んだり、他人に飲酒を強要することはアルコール・ハラメントと呼ばれる人権侵害です。飲酒を強要された大学生が、急性アルコール中毒となり死亡した事件では、遺族が飲み会の参加者や大学に1億円近くの賠償を求めたという事例もあります。

あまり知られていま

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702

平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市中種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)